

令和 2 年豊明市議会定例会開会議案一覧

議案番号	件 名
議案 3 5	豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について
議案 3 6	豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議案 3 7	豊明市国民健康保険条例の一部改正について
議案 3 8	令和 2 年度豊明市一般会計補正予算（第 5 号）について
議案 3 9	令和 2 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
選任 1	常任委員会の委員の選任について
選任 2	議会運営委員会の委員の選任について

議案第 3 5 号

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例
の制定について

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例を別
添のように定めるものとする。

令和 2 年 5 月 1 4 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、市長、副市長及び教育長の給与を減額するため必要
があるからである。

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和49年豊明市条例第29号。以下「条例」という。）に規定する給料の減額に関し必要な事項を定める。

(給料月額の特例)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において市長として在職している者の施行日から令和3年3月31日までの給料月額は、条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額に100分の80を乗じて得た額とし、副市長及び教育長として在職している者の施行日から令和3年3月31日までの給料月額は、同条の規定にかかわらず、同条に規定する額に100分の90を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(廃止規定)

第2条 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例（令和元年豊明市条例第18号）は、廃止する。

議案第 3 6 号

豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 2 年 5 月 1 4 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

豊明市後期高齢者医療に関する条例（平成１９年豊明市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１条を加える。

（市が行う事務の特例）

第３条 市は、当分の間、第２条各号に掲げる事務のほか、広域連合条例附則第５条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

豊明市国民健康保険条例の一部改正について

豊明市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 2 年 5 月 14 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金を支給するため必要があるからである。

豊明市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊明市国民健康保険条例（昭和４７年豊明市条例第６４号）の一部を次のように改正する。

附則第１項を附則第１条とし、附則第２項を附則第２条とし、附則第３項を附則第３条とし、同条の次に次の３条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第４条 給与等（所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正１１年法律第７０号）第３条第６項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

２ 傷病手当金の額は、１日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した３月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、５円未満の端数があるときは、これを切り捨て、５円以上１０円未満の端数があるときは、これを１０円に切り上げるものとする。）の３分の２に相当する金額（その金額に、５０銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第４０条第１項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の３０分の１に相当する金額の３分の２に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

３ 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して、１年６月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整）

第５条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当

該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができるものに対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第6条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定によりこの市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第4条から第6条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

議案第 38 号

令和 2 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 5 号）

議案第 38 号

令和 2 年度豊明市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 2 年度豊明市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 34, 394 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27, 724, 038 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 5 月 14 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歲入

單位：千円

[illegible]

歳 入 歳 出 予 算 補 正 事 項 別 明 細 書

歳 入

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 民生費国庫負担金	2,364,920	3,963	2,368,883
計	2,364,920	3,963	2,368,883

17 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 一般寄附金	200,010	10,000	210,010
計	200,010	10,000	210,010

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 財政調整基金繰入金	426,803	20,431	447,234
計	556,803	20,431	577,234

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
4. 生活保護費負担金	3,963	生活困窮者自立支援事業費国庫負担金 3,963 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一般寄附金	10,000	医療従事者ありがとう寄附金 10,000

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 財政調整基金繰入金	20,431	財政調整基金繰入金 20,431 増

歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
7. 財産管理費	325, 337	4, 566	329, 903	14. 工事請負費	4, 566
計	9, 136, 386	4, 566	9, 140, 952		

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務 費	2, 089, 560	545	2, 090, 105	11. 役務費 通信運搬費	545 545
計	4, 705, 594	545	4, 706, 139		

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 扶助費	593, 869	5, 283	599, 152	19. 扶助費	5, 283
計	645, 679	5, 283	650, 962		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
4 公共施設管理事業	4, 566				4, 566	小学校防火シャッター改 4, 566 修工事費
計	4, 566				4, 566	
	4, 566				4, 566	

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 児童福祉事務事業	545				545	通信運搬費 545 増
計	545				545	
	545				545	

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 扶助事業	5,283	3,963			1,320	住宅確保給付金 5,283 増
計	5,283	3,963			1,320	
	5,283	3,963			1,320	

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 保健衛生総務 費	129, 249	10, 000	139, 249	7. 報償費	10, 000
計	679, 953	10, 000	689, 953		

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 商工振興費	322, 400	14, 000	336, 400	18. 負担金、補助及 び交付金	14, 000
計	406, 737	14, 000	420, 737		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 保健衛生事業	10,000			10,000		医療従事者ありがとう応 10,000 援金
計	10,000			10,000		
	10,000			10,000		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 商工業振興補助事業	14,000				14,000	新型コロナウイルス感染 14,000 症対策協力金（理美容業分）
計	14,000				14,000	
	14,000				14,000	

議案第 39 号

令和 2 年度

豊明市国民健康保険特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 39 号

令和 2 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度豊明市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 832, 500 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 5 月 14 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

[illegible]

歳 入 歳 出 予 算 補 正 事 項 別 明 細 書

歳 入

3 款 県支出金

1 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 保険給付費等交付金	3,933,423	1,000	3,934,423
計	3,933,423	1,000	3,934,423

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2. 特別交付金	1,000	特別調整交付金分（市町村分） 1,000 増

歳 出

2 款 保険給付費

6 項 傷病手当金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 傷病手当金	0	1, 000	1, 000	18. 負担金、補助及 び交付金	1, 000
計	0	1, 000	1, 000		

単位：千円

単位：円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 傷病手当金	1,000	1,000				傷病手当金 1,000
計	1,000	1,000				
	1,000	1,000				

選任第 1 号

常任委員会の委員の選任について

豊明市議会委員会条例第 7 条第 1 項の規定により選任する。

令和 2 年 5 月 1 4 日

選任第 2 号

議会運営委員会の委員の選任について
豊明市議会委員会条例第 7 条第 1 項の規定により選任する。

令和 2 年 5 月 1 4 日